

## 2023 年年末・一時金要求に関する交渉

### 1. 交渉経過

#### 第1回交渉

日 時：令和5年11月7日（火）18：35～18：53

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任2名）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求、人員要求に関する主旨説明

#### 第2回交渉

日 時：令和5年11月9日（木）18：40～19：19

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他1名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任2名）

交渉内容：職場改善・生活改善に関する、市からの申入れ内容説明など

#### 第3回交渉

日 時：令和5年11月14日（火）18：37～19：15

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任2名）

交渉内容：人員・職場諸要求に関することなど

#### 第4回交渉

日 時：令和5年11月16日（木）18：16～18：23

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課主任2名）

交渉内容：年末一時金要求に対する回答

## 2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に一律 51,000 円を支給すること。(昨年は 2. 78 か月プラス一律 48,000 円)	1. 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和 5 年 4 月 1 日から実施する。期末手当及び勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和 5 年 12 月から実施する。本年度の年末一時金は、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。なお、令和 6 年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 1.025 か月の計 2.25 か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当 1.25 か月とする。なお、再任用職員の令和 6 年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期ともに、期末手当 0.6875 か月、勤勉手当 0.4875 か月の計 1.175 か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12 月 8 日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12 月 8 日とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 時間外勤務代休時間制度を導入する。
- (2) 通勤混雑緩和のための時差出勤勤務制度を導入する。
- (3) 令和 6 年度から会計年度任用職員に対して正規職員の規定に準じ、勤勉手当 1.025 か月を支給する。
- (4) 交通用具 2 km 未満の有料駐輪場利用に係る通勤手当を廃止する。  
※廃止時期は、令和 6 年 4 月からとする。

※回答したものについては、妥結後速やかに 12 月議会に上程する。

※給与改定分については、12 月議会議決後、速やかに支給する。